



## ★★特集★★

## 吉川市議会の知っ得!

今特集では、昨今、世間で話題となっている  
政務活動費についてお知らせします。

## 政務活動費編

## 政務活動費とは？

政務活動費とは、地方自治法に基づき、地方議会の議員が調査研究その他の活動に必要な経費の一部として支給される費用のこと。

その内容は、各自治体の条例により定められています。



## 吉川市議会の状況は？

- 対象** 吉川市議会における会派（所属議員が1人の場合も含む）
- 交付額** 月額2万円×会派の所属議員数
- 使途範囲** 研究研修費や調査旅費、資料購入費、広報費等があり、詳細については運用基準を定めています。
- 収支報告** 会派の代表者は全ての支出に対し領収書等を添付し、収支報告書を議長へ提出します。又、残余金が生じた場合は返還することになっています。
- 各会派の収支状況については、市のホームページでご覧いただけます。



## 内部監査を行っています



▼政務活動費の収支報告書等については、監査委員会の監査対象となっているほか、吉川市議会では平成21年より「政務活動費内部監査委員会」を設置し、毎年、各会派から選出された内部監査委員が関係書類の審査を行っています。

条例や運用基準、各会派の報告書等は、市のホームページでご覧いただけます。

政務活動費 吉川市

検索

▼熊本地震災害支援の義援金について  
熊本地震により犠牲になられた方に深い哀悼の意を表すとともに、被災された皆さまに対しまして心よりお見舞い申し上げます。  
吉川市議会では、被災地に対しまして、義援金20万円を九州市議会議長会を通じて5月24日に送金いたしました。

選挙権年齢が18歳に引き下げられました。幅広い世代のみなさまに関心を持っていただける必要性を改めて感じています。  
議会情報をわかりやすくお伝えするための手段の一つが、この議会だよりです。市民のみなさまとの信頼関係をより深く築いてゆくために、大切な税金からいただいている政務活動費について、今号の議会だよりの中でご紹介いたしました。  
議会だより以外にも、市議会のホームページやインターネット中継などで議会の様子をご覧いただけます。広報委員一同、議会だよりの充実を図るとともに、身近でより開かれた議会を目指してまいります。

林 美希

## 編集後記



※新庁舎建設予定地

昭和43年に建設された現庁舎は、48年間もの長い年月が経過しており、その間にJR武蔵野線の開通や吉川団地の入居開始などで人口が増加し、発展する吉川市のさまざまな出来事を見守り続けてきました。  
新庁舎完成後には解体される予定です。最後に感謝の気持ちを伝えたいものです。

## 表紙の写真